

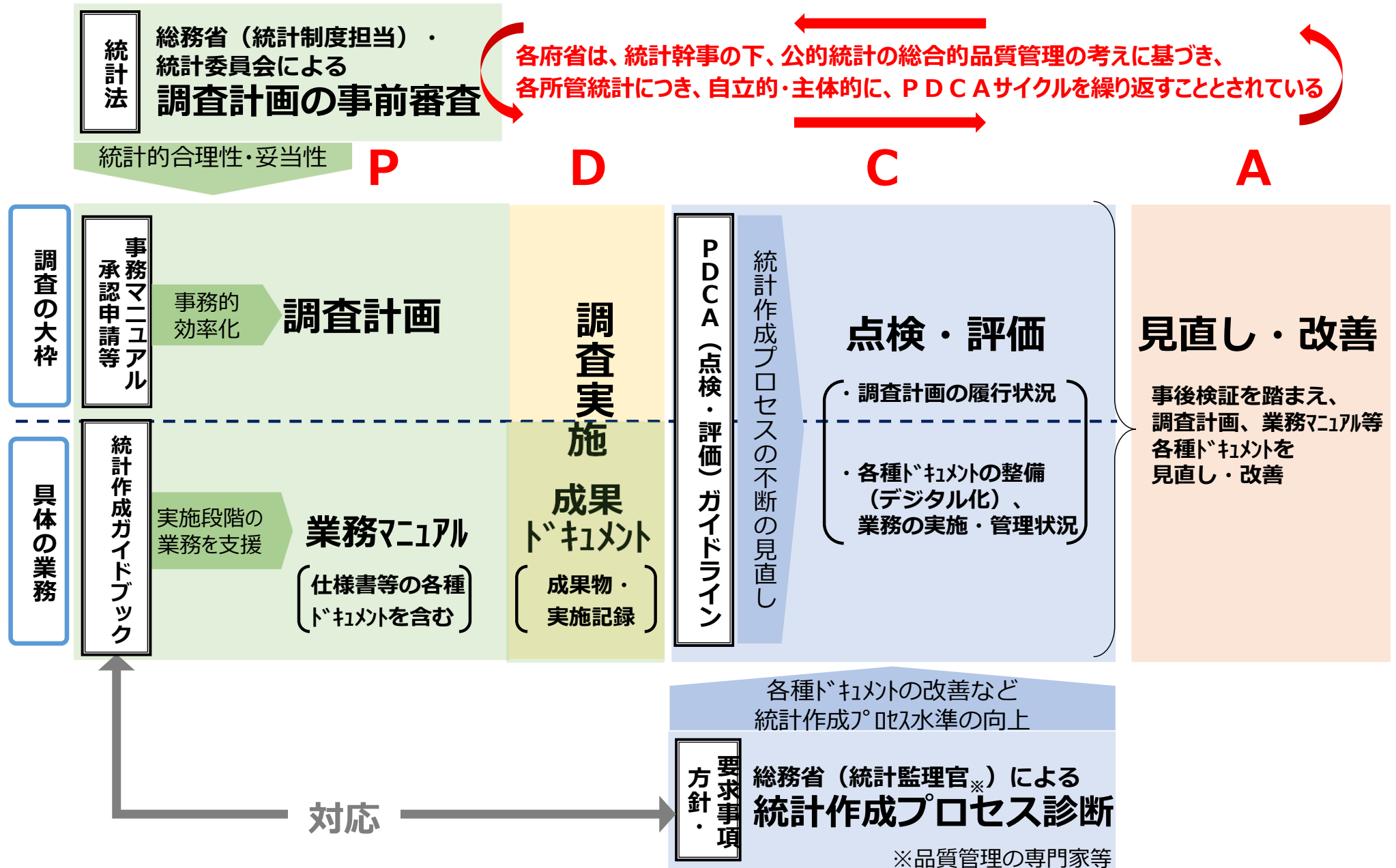


PDCAサイクルによる 公的統計の品質確保・向上の取組状況

令和8年6月

総務省 統計品質管理推進室

統計作成府省によるPDCAサイクル実施に関する仕組み(全体イメージ)



※ 点検・評価結果は、統計調査に対する信頼確保の観点から、調査計画と共にe-Statへ掲載

I 点検・評価の取組状況

1 令和7年度における点検・評価の実施状況

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、所管統計の数やその特性、調査周期を考慮して点検・評価実施計画を策定し、計画的に実施
- 令和7年度に105調査を実施しており、8年度は102調査の点検・評価を実施予定

府省等名	点検・評価実施数（令和7年度）			点検・評価実施予定（令和8年度）		
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
人 事 院	2	－	2	2	－	2
内 閣 府	8	－	8	5	－	5
個人情報保護委員会	0	－	0	1	－	1
消 費 者 庁	0	－	0	1	－	1
こども家庭庁	3	－	3	2	－	2
総 務 省	7	3	4	8	5	3
法 務 省	1	－	1	0	－	0
財 務 省	3	1	2	1	0	1
文 部 科 学 省	4	0	4	11	3	8
厚生労働省	15	2	13	24	5	19
農 林 水 産 省	31	6	25	26	6	20
経 済 産 業 省	3	2	1	5	1	4
国 土 交 通 省	25	3	22	14	4	10
環 境 省	3	－	3	2	－	2
合 計	105	17	88	102	24	78

(注1) 各府省等の点検・評価実施計画及び総務省に対する点検・評価結果の提出状況に基づき作成

(注2) 複数回点検を行った統計調査や複数府省が共管している統計調査は重複で計上

2 点検・評価を通じた課題等の改善例

■ 令和7年度の各府省の点検・評価結果から作成（実施済み・検討中を問わない）

<マネジメントの改善>

- 全体スケジュールや業務フローの整備による業務マニュアルの拡充

<企画の改善>

- 報告者負担軽減に向けたe-Surveyの導入と、電子調査票等の開発経緯や要件の記録・保管の実施
- 報告者の記入精度向上と業務改善を目指した、紙とオンラインの回答方法の比較分析

<実査の改善>

- 外部委託業務のブラックボックス化防止に向けた
 - ・ 記録管理の改善（委託先への訪問による実情把握、連絡票等による記録など）
 - ・ 仕様書の要件の明確化（督促回数、内容審査時の架電回数等の明示など）

※ 以上の改善例を含め、点検・評価結果には、「統計作成プロセス診断」による助言等を踏まえた見直し・改善についても盛り込まれている。

※ 各府省が行う点検・評価の結果については、統計法に基づく調査の変更承認申請や、総務省の審査においても活用・確認

Ⅱ 統計作成プロセス診断の実施状況

1 統計作成プロセス診断の概要

診断の趣旨・目的

- 統計作成プロセス診断は、P D C Aサイクルの体系的かつ効果的な実行を通じ、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、総務省において採用された統計監理官が、専門的かつ客観的立場から、必要とされる確認等を行い、その結果に基づき、統計作成府省に助言等を行う活動
- 統計作成プロセス診断を通じて把握された改善事例などの好事例については、総務省を通じて府省横断的に横展開することにより、統計作成府省による自立的・主体的なP D C Aサイクルの取組を一層促進

診断の実施方法等

- **診断の対象**
統計法第2条第5項に規定する統計調査※に係る統計の作成プロセス及びマネジメントの状況
- **実施体制**
(※ 第Ⅳ期基本計画を踏まえ、当面は基幹統計調査を優先)
i) 品質管理の実務家、ii) 品質管理の研究者等の専門家、iii) 公的統計の実務経験者 のうちから、総務省が任用する「統計監理官」により構成される診断チームによって実施。実施に際しては、各府省の統計品質管理官と連携
- **実施時期**
統計作成府省によるPDCAサイクル実施の段階を踏まえ、効果的と判断される時期に計画的に実施（統計作成府省が点検・評価(= C)を行い、結果の決定までの間に実施することが基本。各府省の点検・評価実施計画を踏まえて診断の実施計画を策定）
- **実施方法**
 - ・ 統計作成府省によるP D C Aサイクルの実施過程におけるアウトプットなどの提供資料、ヒアリング、意見交換などによる情報等に基づき、**要求事項への適合状況を客観的に確認**
 - ・ 診断の際、積極的に評価できる、P D C Aサイクルを通じた改善例など**各府省に横展開すべき「好事例」を把握**
 - ・ **上記確認に基づき**、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、**助言等の内容を取りまとめ**（総務省は、診断チームが取りまとめた助言等を統計作成府省に提供）
 - ・ 統計作成府省の統計幹事の求めに応じ、**総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」**を行う

要求事項 = プロセス診断の基準

個々の統計作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し実施することが求められる（必須）、あるいは実施することが望ましい（推奨）事項を定めたもの

実施結果の活用

- 統計作成府省は、点検・評価結果に、診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で、点検・評価結果を総務省に提出し、e-statに掲載、公表
- 総務省は、必要に応じて、点検評価の結果のe-stat掲載時や調査計画の承認時に、助言等への対応状況をフォローアップ。また、診断を通じて得られた改善例などの好事例を、適宜、府省横断的に横展開
- 総務省は、統計作成プロセス診断の取組状況について、定期的に統計委員会（統計作成プロセス部会）に概要を報告

2 令和7年度の実績

■ 対象調査：11基幹統計調査（7府省）

■ 助言等・好事例の件数

- － 令和7年度に行った助言等の数は57件、好事例の数は37件、合計94件
（同一の助言等・好事例を複数のプロセスに対して言及している場合は、それぞれに計上）

■ （参考）令和7年度までに診断実施済みの調査概要

- － 令和5～7年度に診断を行った24基幹統計調査の分類
（プロセス診断実施当時の情報に基づいて整理）

分類	該当調査数（%）
全数調査	9調査（約38%）
標本調査	15調査（約63%）
統計調査員を用いている調査	8調査（約33%）
調査の外部委託を行っている調査 ^{（注）}	22調査（約92%）
オンライン回答（回収）を行っている調査	24調査（100%）

注：民間事業者及び地方自治体へ業務委託している調査
ただし、委託内容が印刷発送等の事務作業に限る場合を除く

2 令和7年度の実績

■ 令和7年度の診断活動において焦点が当たった事例（1/3）

<マニュアル整備の推進>

多く見られた課題・懸念

- ・統計作成プロセスの全体像が可視化されておらず、管理職や新任者等が調査業務を理解しにくい状況、さらに調査に変更が生じた際のプロセス変更管理に漏れや判断ミスが生じる恐れが認められた
- ・調査担当者の業務内容が明文化されておらず、人事異動等の際に、具体的な作業内容や判断基準が適切に継承されない恐れが認められた



- ・管理職が適切な進捗管理を行えるよう、また新任者でも調査が適切に継続できるよう、**調査業務全体の体系化・可視化が推奨される**
- ・**組織的な文書として具体的に記載**することにより、属人化の解消や知見の継承を図ることが重要

好事例

- データ流れ図の横に、実行内容の記録用の欄（「時期」欄）を設け進捗管理に活用。
- 業務の背景（調査の変更履歴、民間委託の背景情報等）や周辺の手続（関係する規定・制度、他部署との調整等）を含め、全体像を把握できるようにマニュアルを整備。
- マニュアル中の随所に、過去の事案や注意点、背景事情を踏まえた申し送り事項を記載。標準化された一般的注意ではなく、実際に発生した事案に即した具体的な内容を示している。
- 業務マニュアルに調査の年間スケジュールを踏まえた**マニュアル更新の作業時期等を明記**。

2 令和7年度の実績

■ 令和7年度の診断活動において焦点が当たった事例（2 / 3）

＜業務委託 ～適切な調査実施のための委託業務の管理・監督～＞

多く見られた課題・懸念

- ・実査や審査・集計等のプロセスを外部に業務委託している場合において、委託業務の実施状況の把握・管理や成果物の確認が不十分であり、統計品質の低下を招く恐れが認められた



- ・ **適切な調査の実施のため、調査担当は委託業務を主体的に管理する必要がある**
→ ・委託業務の管理監督に必要な対応や業務の進捗、成果物の確認・審査のポイント・判断基準などを業務マニュアルに具体的に記載する等、業務の品質確保に必要な事務を明確化することが重要

好事例

- 調査担当者向けのマニュアルに簡潔ではあるが、民間事業者等から提出される業務計画書のチェックポイントなど受託事業者の業務をどのように確認するかが記載されている。発注者として、受託者の業務の実態を把握・管理するための確認ポイントをマニュアルに記載していることは良い取組である。

2 令和7年度の実績

■ 令和7年度の診断活動において焦点が当たった事例（3 / 3）

＜業務委託 ～調査継続と統計品質向上に必要な知見の蓄積～＞

多く見られた課題・懸念

- ・ 特定の委託先との業務委託が長年続くことで、委託業務における具体的な作業内容・手順（判断基準等を含む。）のブラックボックス化が進行し、調査担当に調査実施のノウハウが蓄積・継承されず、委託先が変更となった場合に、調査の継続性や統計作成プロセスの品質確保が困難になる恐れが認められた



- ・ **委託先が担っている各プロセスの具体的な作業内容及びノウハウを調査担当内に保有・蓄積することで、継続性の担保及び調査プロセス改善のための知見の蓄積が期待される**
→ ・ 委託先からの定期的な業務報告や成果物の提出時等に、業務実施状況（個別業務の作業実施体制、作業内容・手順（判断基準等を含む。）、成果物やその確認・審査基準など）の具体的な説明を求める
- ・ 委託先から聴取した知見（特に、作業実施の根幹となるもの）を、調査実務上のノウハウとして文書化する

好事例

- 委託業者から定期的に調査実施状況の報告を受けるだけでなく、報告内容に基づき回収遅延の要因分析や督促方策の助言などを適時に行っており、調査実施者として主体的にリーダーシップを発揮して調査を実施している。また、調査の改善に向けて、例えばオンライン回答率向上方策など、具体的な課題を設定し、委託業者に提案を促すことで、調査実施者とは違う視点を踏まえた課題の分析や検討・対策を継続的に行っている。
- 委託業者からの週次報告により地域・層別の回収状況を把握しており、期限周知・督促方法に関する委託業者からの提案を踏まえ、回収率の向上に向けた問題意識の共有や要因分析を経て、対応方法の見直しを主体的に講じている。

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

- 令和5年度に開始した統計作成プロセス診断が対象調査の折り返し地点を迎えたことを踏まえ、これまでの統計監理官による診断の振り返りを実施。

公的統計の総合的品質管理の実施において 特に重要と思われる観点をメッセージとして取りまとめ

【メッセージの前提となる基本的な考え方】

- 各府省による主体的な統計の総合的品質管理の実施が求められる

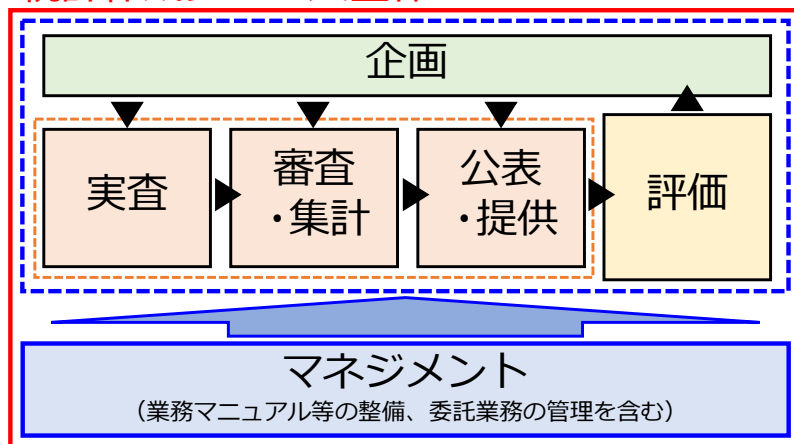
「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)

各府省は、幹部職員の下、社会や統計ユーザー等を第一に考えて、**主体的に統計の総合的品質管理**(TQM: Total Quality Management)や統計作成プロセスの標準化やメタデータを含む情報提供の質の向上に取り組む。

- 統計の品質はプロセス(過程)で作り込む

「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日統計委員会)

統計作成プロセス全体



統計作成プロセス診断では、**プロセス全体**を統計監理官が専門的かつ客観的な立場から、**個々の要求事項に基づいて必要な確認を実施**

- ✓ これまでに、診断対象調査の担当者からは各プロセスに係る提出資料の準備、実地ヒアリング対応への負担軽減などの意見があったが、**統計作成の品質管理・向上の取組には、時間、労力を要することへの理解が必要**

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

■ 統計の品質確保を図る上で重要な視点・取組（その1）

<統計作成プロセスの全体像が把握可能なドキュメントの整備>

多く見られた課題・懸念

- ・ 統計作成プロセスの全体像が可視化されておらず、管理職や新任者等が調査業務を理解しにくい状況、さらに調査に変更が生じた際のプロセス変更管理に漏れや判断ミスが生じる恐れが認められた



◎ 統計作成プロセスの全体像が把握可能なドキュメントの整備が重要

- 調査の一連の流れ（前工程と後工程の関係を含む。）や、各プロセスにおける関係者の役割分担及び関係性を示した資料の作成、更新

なぜ重要なのか

- 管理職によるトップマネジメントの実践、進捗管理において重要な役割を果たす
- 業務引継ぎ等に活用することで、新任者の調査業務への理解を助け、人事異動等がある中での調査の適切な継続に貢献
- プロセスの変更管理（あるプロセスの変更が他のプロセスに与える影響の確認、判断）における「抜け・漏れ」の防止に効果的

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

■ 統計の品質確保を図る上で重要な視点・取組（その2）

<組織的な文書としての業務マニュアルの整備、継承>

多く見られた課題・懸念

- ・ 調査担当者の具体的な作業内容や判断基準が明文化されておらず、また、調査設計の基本的な考え方や見直しに係る検討資料が調査担当において可視化されていないことで、人事異動等の際に適切な継承がなされない恐れが認められた



- ◎ 調査担当における作業手順や判断基準を、組織的な文書に整理することが重要
- ◎ 調査設計の根拠資料、見直し検討に係る資料の可視化と継承が重要

- ・ 個人単位で引き継がれているルールやノウハウを組織的な文書に明文化
(例：外れ値処置、分析的審査の考え方、遅延調査票の取扱基準 など)
- ・ 委託先や関係機関向けの解説だけでなく、「調査担当自身」の業務内容を記載
- ・ 調査設計（母集団設計、標本設計、集計論理等）に係る資料をマニュアル等に関連づけて継承

なぜ重要なのか

- 作業手順や判断基準の属人化を防ぎ、継続的な統計の品質確保の基盤になる
- 調査設計の根拠資料や検討資料は、点検・評価や次回調査の企画、改善の素材として必要

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

■ 統計の品質確保を図る上で重要な視点・取組（その3）

<委託業務の主体的な管理と知見の蓄積>

多く見られた課題・懸念

- ・実査や審査・集計等のプロセスを外部に業務委託している場合において、委託業務の実施状況の把握・管理や成果物の確認が不十分であり、統計品質の低下を招く恐れが認められた
- ・特定の委託先との業務委託が長年続くことで、委託業務における具体的な作業内容・手順（判断基準等を含む。）のブラックボックス化が進行し、調査担当に調査実施のノウハウが蓄積・継承されず、委託先が変更となった場合に、調査の継続性や統計作成プロセスの品質確保が困難になる恐れが認められた



- ◎ **調査担当による委託先の主体的な管理と、管理に係る必要な事務の明確化が重要**
- ◎ **委託先が担う作業内容及びノウハウの調査担当内への保有・蓄積が重要**

なぜ重要なのか

- **委託業務の品質は統計（成果物）の品質に影響するため、委託先における業務の実施内容やその進捗状況、実施結果等を適時に把握するとともに、確認・審査等の上、必要な指示、助言等を行う必要がある**
- **委託先が変更となった場合にも調査の継続性を担保するためには、調査担当に調査実務上必要な知見を保有しておく必要がある**

3 令和5～7年度の診断活動を踏まえた中間総括

■ 統計の品質確保を図る上で重要な視点・取組（その4）

＜調査改善に向けた現状把握、分析の重要性＞

多く見られた課題・懸念

- ・ 調査実施を通じて蓄積されたデータや知見が、統計の精度向上、品質確保、業務改善に十分活用されていない



◎ 調査実施時に得られたデータを用いた現状把握、調査改善に向けた分析の実施が重要

- ・ 回収率向上に向けた、回答層や回答拒否層の分析、結果精度への影響確認
- ・ 記入精度向上や回答負担の軽減に向けた、調査票回答方法（紙、オンライン等）の比較、要因分析
- ・ 品質確保や調査業務改善に向けた、成果物等（委託業務を含む。）の振り返り、現状分析

なぜ重要なのか

- 次回に向けた品質確保、向上の知見（回収率向上、記入精度向上、品質表示の充実、報告者及び関係者の負担軽減、業務改善等）を得るために効果的

Ⅲ 今後の取組

I 点検・評価について

- 各府省において、令和8年度は102件の点検・評価を実施予定
- 各府省が、点検・評価実施時に把握した改善事項について着実に実施する必要

II 統計作成プロセス診断の令和8年度以降の予定について

- 第IV期統計基本計画の別表（今後5年間に講ずる具体的施策）において、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うこととされている。
- 令和8年度は、14基幹統計調査（6府省）の診断を実施予定
- 令和9年度までに、全50基幹統計調査の診断を終えることを目指して実施

(参考) 統計作成プロセス診断実施・予定数

年度	実績(予定)
令和5年度	4
令和6年度	9
令和7年度	11
令和8年度	(14)
令和9年度	(13)
計	24(51)

注：調査の特性上、年度をまたいで複数回に分けて診断を実施する予定の調査を含むため、診断の実施予定数は基幹統計調査数と一致しない。